

令和 7 年 9 月 1 日

議 長 様

まちづくり特別委員会委員長

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第 4 3 条の 2 第 2 項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告します。

1 調査事項

地域特性をいかしたまちづくりに関する諸問題の調査・研究

2 調査の概要及び結果

(1) 令和 7 年 4 月 2 5 日（第 1 回委員会）

- ア 遊休地の有効活用の基本方針及び旧海田町役場跡地活用について
執行部から、町が保有する遊休地活用についての基本方針が示された。
併せて、旧海田町役場跡地について、広島市東部地区連続立体交差事業完了後のまちづくりの変化に対応するため、約 1 5 年間の暫定活用とする基本方針も示された。

イ 海田東小学校校舎建替基本計画の策定について

執行部から、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで策定された海田東小学校校舎建替基本計画の内容について報告がなされた。これに対して委員から、当該計画の策定経緯が不明確であるとの意見が出されたため、全員協議会において再度詳しい説明を求めることとした。（なお、その後、令和 7 年 5 月 9 日に全員協議会が開催され、説明がなされた。）

(2) 令和 7 年 7 月 1 4 日（第 2 回委員会）

ア 財政収支見通しについて

執行部から、令和 7 年度当初予算に関連して説明があった収支見通し（令和 7 年度から令和 1 1 年度まで）について、大規模事業等の各種変動要素を反映し、海田小学校整備の終了予定時期である令和 1 3 年度まで延

長して推計したものが示され、改めて説明がなされた。

イ 海田東小学校校舎建替事業の進捗状況について

令和7年5月9日開催の全員協議会以降の事業の進捗状況について、執行部から報告がなされた。

ウ 滞在型図書館整備事業について

執行部から示された財政収支見通しを踏まえた上で、図書館整備に関しての委員会の方針について協議した。その結果、財源等の詳細な資料が示されておらず判断材料が乏しいことから、執行部からの資料提出を待って、再度協議することとした。

エ 海田東小学校校舎建替基本計画について

執行部から示された海田東小学校校舎建替基本計画について採決した結果、賛成多数で承認することとした。

オ 特別委員会の設置について

委員から、海田東小学校校舎建替が、今後、基本設計の段階に進み、詳細な内容の検討に入っていくことから、これに特化した特別委員会を設置するべきとの意見が出された。本件について採決した結果、賛成多数により、次の本会議において新たな特別委員会を立ち上げることとした。

(3) 令和7年8月26日（第3回委員会）

ア 海田東小学校校舎建替事業の進捗状況について

第2回委員会以降の進捗状況について、執行部から報告がなされた。

イ 委員会調査中間報告について

海田東小学校校舎建替に係る事項が、新たに設置予定の特別委員会に移管されることから、委員会のこれまでの調査内容について、次回の定例会で中間報告することとした。

3 その他

海田東小学校の校舎建替については、安全・安心で快適な学校施設整備のため、遅滞なく事業が行われるよう、議会として、今後設置予定の新たな特別委員会において引き続き調査研究の上、その動向を注視していく必要がある。